令和 土年(ワ)第338号 損害賠償請求事件

被告|遠藤千尋

古 1	遠藤千	尋						
F A C T	請求原因(Xの主張)				抗弁(Yの主張)	×の反論		
<i>M</i> 3	記号	摘示事項に該当する記事内容	記号	摘示事項	Y:摘示事項が事実の摘示か意見ない し論評かの別	Y:主要事実が真実であることを推認させる事情(意見ないし論評であれば,意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)	()=書証 []=証拠 〈事〉=事実 〈失〉=過失	X:主要事実が真実であることの推認を妨 げる事情(意見ないし論評であれば,意見 ないし論評の前提とする事実が重要な部分 について真実であることの推認を妨げる事 情)
7	ア	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)は、2003年頃他人の山林を侵奪し、その後も50匹あまりの犬を放し飼いにしたり通行人を恫喝するなどして、不法掘削した他人地と敷地周辺の公道を実質的に占拠し続けています」(1頁本文3行目~6行目)		村田養豚場に本件 土地1の掘削権限 がないこと		(1) 本件記事に、本件十地 1 の掘削のみを	取り出して、村田養豚場に掘削権限がなかったと記述している箇所はない。	(例)ア・・・イ・・・
1		「これら村田養豚場による不法行為や 迷惑行為」(1頁本文8行目~9行目) 「山林侵奪 他人地占拠」(2頁表題)	i	本件土地1の不法掘削	意見ないし論評 ※ただし「摘示事項」に該当しない。	[被②13-14頁、被④6頁](甲2) (2) 原告による山林掘削工事は、本件土地1とそれ以外を区別して行われたものではなく、争点表FACT.1-iiiで整理する通り、越境掘削はあった上、原告は越境掘削した他人地を占拠し続けている。 [被②13頁、被④6頁]		
J		「2003年頃他人の山林を掘削・侵奪し、その後も不法掘削した他人地を実質的に占拠し続けています」(2頁本文1行目~3行目)		村田養豚場に本件 土地1の掘削権限				
ž	カ	「東鳴川のCさんの先代が、村田氏の 先代にこの山林を賃貸していました。 両方の先代がほぼ同時期に亡くなった 後、現在の農場主が「どのように使っ てもいいという約束で先代から借りた 」として、借りている山林を突如削り 始めたのです。この件は裁判になって います」(3頁本文5行目~8行目)		がないことを認識 していたこと、ま たは、認識すべき であったこと	事実の摘示	(3) 〈村田商店代表乙の父〉による山林掘 [被②13-14頁](甲5・甲6=裁判はあった)	削が、〈東鳴川C〉にとって不本意な工事であったことを示すため、原告も認めているように、事実のみを摘示したものである。	
7	ア	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)は、2003年頃他人の山林を侵奪し、その後も50匹あまりの犬を放し飼いにしたり通行人を恫喝するなどして、不法掘削した他人地と敷地周辺の公道を実質的に占拠し続けています」(1頁本文3行目~6行目)			「…山林を侵奪し、」 → 意見ないし論評 「その後も…恫喝するなどして、」 → 事実の摘示 「不法掘削…占拠し続けています」 → 意見ないし論評 ※ただし「摘示事項」に該当しない。	(1)(2)		

7	「これら村田養豚場による不法行為や迷惑行為」(1頁本文8行目~9行目)	ii 本件土地1の不法占拠	意見ないし論評	体質を最近的の販売を含んでいたの場所である。	
	・2003年頃他人の山林を掘削・侵奪し、その後も不法掘削した他人地を実質的に占拠し続けています」(2頁本文1行目~3行目)		意見ないし論評 ※ただし「摘示事項」に該当しない。	(1)(2)	

‡	「2009年には、村田氏と東鳴川のCさんとの山林賃貸借契約はどのような解釈によっても解消しています」(9頁本文5行目~6行目)	村田養豚場に本件 土地1のととを がないことこと していた記識 しては、認識ま であったこと	事実の摘示	(4)乃至 (18)	
(FACT : 11)	「村田養豚場(村田商店)は、2003年頃他人の山林を侵奪し、その後も50匹あまりの犬を放しして、回動行人を制した他人地と敷地周辺の公道を実質的に占拠し続けています」(1頁本文3行目~6行目)	本件土地2,3の不法掘削	「…山林を侵奪し、」 →意見ないし論評 「その後も…恫喝するなどして、」 →事実の摘示 「不法掘削…占拠し続けています」 →意見ないし論評	(9) (事・失) (村田周信代表乙の父) の観測当時にも、境界に関する合意は存在した。 被②27頁] (20) (事・失) 房台は不法類前はなかったと主張するが、これは、元々の本件視角が指制域の外縁もしくはその外側にあると主張していることと同義である。しかし、元々の本件視角が振制域の外縁もしくはその外側にあると主張していることと同義である。しかし、元々の本件視角が振制域の外縁もしくはその外側にあると主張していると表もの情報である。しかし、元々の本件視角が振制域の外縁もしくはその外側にあると主張していると表もの場合していると表ものもある。10 (10 年 文 うての本件現角である。26 5 0 1 0 8 3 7 1 1 2 2 3 7 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

「これら村田養豚場による不法行為や 迷惑行為」(1頁本文8行目~9行目)	(34)〈事〉平成30(2018)年3月ごろから、原告は排水設備改修の交換条件として、木津川市に本件原確定の修正を要求しているが、奈良市から十分な協力を得られていないにも拘らず、木津川市が修正に踏み切ったのは、こうした原告の強い働きかけがあったためだと考えられる。 [被①14-17・23-27頁](乙21:1頁、乙22、乙23:2頁、乙26、乙27別紙1頁)	
村田養豚場が、本	(35)〈事〉本件原確定の修正は、隣接所有者の同意書を得ずに行われた。これは木津川市の規程を逸脱する手続きだったと考えられるが、木津川市は、改めて確定手続きを行う ことを前提に一旦修正するものであるので問題はないとした。 [被①20-23頁](甲7の1乃至2、乙25、乙27-2頁・別紙2頁、乙28-2頁、乙76:2頁、乙77:1頁、乙30-補充理由説明書1頁)	
件土地2,3につ いて、越境行為を 行ったこと	(36)〈事〉原告は奈良市を通じ、木津川市に対して、二度にわたり本件原確定の修正を要求しているが、二度目の修正要求においても、原告は掘削域の中にある確定点108及び202の削除を求めていない。したがって原告は、少なくとも現在は、越境して掘削したことを認めている。 [被②35-36頁](甲7の4、乙28:5-6頁)	
	(37)〈事〉被告は、平成30(2018)年11月28日に、木津川市からメールで本件原確定が修正された旨を周知されたが、当該メールに「指示」と呼べるような記述はなかった。 [被①21頁、訴状7頁、被②8頁](甲8)	
	(38)〈事〉木津川市と奈良市は、令和元(2019)年12月23日に、再確定に関する協議を行った。このとき木津川市は、「点番号201が、両地権者で確認した点である」」として、本件原確定境界に従い、点番号201を動かさずそのまま再確定する方針を説明しているが、奈良市はそれを了解している。 [被①13-14頁](乙105:2頁)	
1	(39)〈事〉令和2(2020)年3月11日、木津川市は、本件再確定に係る現地立ち会いにおいて、当時の隣接所有者が確認したものであることを根拠に、木津川市道の府県 境点を、原確定のまま復元すると説明した。 [被④15頁](乙108:2頁、乙115:1頁)	
	(40)〈事・失〉〈加茂町B〉らは、経済的にも精神的にも負担が大きすぎるため民事訴訟は提起しなかったが、原告の代替わりによって、原告の態度が変わることに期待し、機 会を捉えては、口頭で原告の説得を試みていた。 [被②24-27頁]	
	(41)〈事〉令和元(2019)年10月から、原告は本件原確定境界を越境して防護柵を設置することを認めるよう本件土地2共同所有者らに求め、令和元(2019)年1月 には一方的に防護柵を設置したが、これに対し〈加茂町B〉ら本件土地2共同所有者は、防護柵の越境を明確に拒否する内容証明郵便を原告に送っている。 [被②25-27頁、被④13頁](乙84の1乃至5, 乙107:3-4頁)	
iii 意見ないし論評	(42)〈事〉本件土地1と本件土地2の土地境界に争いがあることが明らかになったのは、原告が本訴訟を提起した後、原告が本件土地1を取得し、本件土地2共同所有者らに対し、本件原確定境界を越境して防護柵を設置することを認めるよう求めて以降である。本件土地1前所有者の〈東鳴川C〉と本件土地2共同所有者らとの間に土地境界に関する争いはなかった。	
	[被②25-27頁、被④12-13・16-17頁](乙84の1乃至5, 乙107:3-4頁) (
ウ 「山林侵奪 他人地占拠」(2頁表題)		
	43)〈事〉令和元(2019)年12月27日、奈良県は「自分の土地で明らかな位置に張るのはどうか」と原告に提案した。また、木津川市も「平成19(2007)年確定 の所に柵を張るのであれば、隣接地権者は異議がないと思う」と指摘した。	
「2003年頃他人の山林を掘削・侵奪し 、その後も不法掘削した他人地を実質 エ 的に占拠し続けています」(2頁本文1 行目~3行目)	[被④14頁](乙106) (44)〈事〉令和2(2020)年3月中頃、奈良県畜産課長溝杭は〈加茂町B〉に電話をして「防護柵のあるところまで土地を売る気はないか」と持ちかけた。この発言は、本件土地2共同所有者らが主張するとおり、本件原確定境界が正当な土地境界であることを前提とするものである。	
	[被③15頁](乙115:2頁) (45)〈事〉令和2(2020)年1月、原告は、本件土地2に越境して設置しているものを全て取り囲む形で防護柵の設置を強行したが、この防護柵の位置は赤田川南岸に存在 したという既設金属鋲の位置を根拠としているようにも見える。しかし、その既設金属鋲は本来の位置にないことが木津川市によって確認されており、境界損壊罪の関与が疑わ れる。	
	[被④18-22頁、原①10-12頁](乙107、乙109、乙110)	
「村田養豚場(村田畜産/村田商店)は 、赤田川北側の他人の山林を無断で削 る事件を起こしました。村田養豚場の 村田養豚場の越境	(50)〈事〉(19)乃至(26)の通り、本件土地2及び本件土地3は無断で掘削された。本件土地1についても、事前に貸主の確認を十分に受けなかったという意味で、無断で掘削されたと言える。 [被②13頁]	
オ 敷地は上図のようになっており、削ら 行為について認識 わた山林は全て他人の十地です。(3百	(51) 〈重〉削らわた+地は全て他人の+地である。	

	本文2行目~4行目)	していたこと、または、認識すべき であったこと		(乙83:12-18頁登記簿)	
þ	「京都府木津川市側のAさんBさんは 完全に巻き添えで山林を破壊され」(3 頁本文9行目)		事実の摘示	(19)乃至 (49)	
þ	「2005年AさんBさんらは村田養豚場 (村田畜産村田商店)を刑事告訴しま した」(3頁本文10行目)			(52)〈事〉〈加茂町Bの亡夫〉らは平成17(2005)年8月に山林掘削を木津警察署に告発している。さらに平成19(2007)3月には、〈村田商店代表乙の父〉を刑事告訴した。 (乙6:1頁,乙82)	
٦	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)他 人地で野焼きを繰り返し、農場主が現 行犯逮捕されています」(4頁本文2行 目~3行目)		事実の摘示 ※ただし「摘示事項」に該当しない。	(53)〈事〉「ケ」「コ」は本件記事では一続きの文章である。本件記事の文章では、野焼きでは現行犯逮捕された(ケ)が、山を削り取られたことに関する刑事告訴は起訴猶予に終わった(コ)と言う文脈となっている。 [被②40頁](甲2:3頁)	
ŋ	「しかし、山林を削り取られたAさん Bさんらによる刑事告訴はなぜか起訴 猶予に終わりました」(4頁本文3行目 ~4行目)		事実の摘示	(54)〈事〉被告が「起訴猶予に終わった」と記載した根拠は、木津川市議会での質問による。 [被④27頁](乙6:10頁) (55)〈事〉このころ関係者の間で、刑事告訴が当然起訴に至るであろうと期待されていたことは、木津川市建設部長が「期待をしていた」と述べていることにも表れている。 [被②41頁](甲2:3頁)	